

第 39 号

令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 225,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		114,176千円
第1項 営業収益		111,048千円
第2項 営業外収益		3,128千円
	支	出
第1款 事業費		47,347千円
第1項 営業費用		39,243千円
第2項 営業外費用		7,104千円
第3項 予備費		1,000千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円及び地域振興積立金49,910千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0千円
	支	出
第1款 資本的支出		50,000千円
第1項 他会計への繰出金		50,000千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

  第1款 事業費

    第1項 営業費用

    第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,981千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫